

尾道市公民館使用基準

尾道市公民館使用基準を、次のとおり定める。

社会教育法第 40 条第 1 項 「公民館の事業又は行為の停止」

1. 審査基準

社会教育法第 23 条の規定についての基準を次のとおり定める。

社会教育法第 23 条の基準は、次のとおりとする。

原則論

公民館は、教育的施設である。

公民館における各種事業が教育を軸とした、住民の福祉に奉仕することを義務づけている。

公民館の行う事業（援助を含む）が、非営利、政治的中立、宗教的中立であり、平等、公平の原則に基づき、特定の個人あるいは団体に利することがあってはならない。

公民館で行われる各種の事業（貸与を含む）は、原則的には、すべての住民に公開し、その利益を享受したいと思うものすべてに開かれていなくてはならない。

(1) 社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号

禁止事項

営利を目的とした事業を行うこと。

特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。

次に掲げる項目に該当する場合には、公民館の使用を許可し、該当しないものには許可しない。

公民館活動に必要な教材の販売または斡旋する行為。

ただし、複数の紹介が望ましい。

営利企業または団体が共同して行う集会、会議、研修、各種芸道等研究会を行うこと。

営利企業団体の活動で利潤を生まないもの、宣伝行為にならないものの実施。

営利団体の行う興行は原則的には禁止する。ただし、地域においてその種の文化的活動に接する機会がなく、住民の福祉に貢献するものは考慮の対象とする。

社会教育団体等が主催して営利を目的としない販売、活動、興行であること。

自主グループ、サークル、地域内非営利団体の行う活動の謝金は、公民館主催講座の謝金以内とする。

(2) 社会教育法第 2 3 条第 1 項第 2 号

禁止事項

特定の政党の利害に関する事業を行うこと。

選挙にあたり特定の候補者を支持すること。

次に掲げる項目に該当する場合は、公民館の使用を許可する。

該当しないものは許可しない。

政治的色彩を帯びているが、直接選挙に関係のない、公開で行う文化サークルで文化活動であることと、主事の指導助言を得ることを条件とする。

公開である政治的講演会で、政党報告会又は演説会、個人演説会又は報告会であること。

政治的色彩を帯びているもので、その他認められるものとして、公開で行われる各種政治関係集会や組合活動。

上記の 、 、 に該当しても政治的色彩を帯びていて、選挙の公示または告示 1 ヶ月以内の使用については、使用申し込みが 1 ヶ月以前使用許可したもので、内容によって特定政党の選挙関係と判断されるときは、使用の中止または許可しない。

(3) 社会教育法第 2 3 条第 2 項

禁止事項

特定の宗教を支持すること。

特定の教派、宗派、教団を支援すること。

次に掲げる事項に該当するものは、公民館の使用を許可し、該当しないものは、許可しない。

宗教的色彩を帯びている文化活動で特定宗派等の利益とならないもの。

2. 公民館使用申請書には、使用責任者を記入すること。
3. 標準処理期間は、10日以内とする。
ただし、判定が難しい場合は、後日連絡するものとする。
4. 公民館使用申請書（公民館条例第8条）の受付は、原則として3ヶ月前からとし、公民館団体登録利用申請書を提出している団体と重複しているときは、館長が調整することとする。
重複しないときは、申込順とする。
ただし、公的機関の緊急行事並びに地区の各種団体行事については、これを優先する。
5. 公民館付帯設備及び備品の使用については、公民館行事、社会教育に関係ないものは、尾道市行政財産の使用料に関する条例第4条を適用する。
ただし、地区の各種団体行事に必要な備品は、館長の判断で借用書を徴し公民館行事に支障のない範囲で、無料貸し出しができる。

この基準は、平成6年10月1日より施行する。

改正 平成8年10月1日より施行する。